

金沢市障害者高齢者体育館指定管理者の業務仕様書

金沢市障害者高齢者体育館（以下、「体育館」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

1. 趣旨

本仕様書は、体育館の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2. 体育館の管理に関する基本的な考え方

体育館を管理運営するにあたり、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- (1) 体育館が、障害のある人及び高齢者の健康の保持及び増進を図り、障害のある人及び高齢者の福祉の向上に寄与するという、体育館の設置理念に基づき、公平性・中立性にも十分に配慮した管理運営を行うこと。
- (2) 体育館が、障害のある人及び高齢者に供用されることを充分理解し、利用者の安全確保に留意するとともに、施設的环境保全、保安警備に努め、良好な施設の維持管理を行うこと。
- (3) 金沢市の障害者計画「ノーマライゼーションプラン金沢」の具現化策に努めること。
- (4) 利用者の意見を管理運営に反映させ、市民サービスの向上に努めること。
- (5) 個人情報の保護を徹底すること。
- (6) 体育館の利用向上に努めること。
- (7) 効率的運営を行い、管理運営費の削減に努めること。

3. 対象施設の概要

- (1) 名 称 金沢市障害者高齢者体育館
- (2) 所在地 金沢市駅西本町2丁目3番27号
- (3) 供用開始 昭和57年6月
- (4) 施設規模
 - ① 構 造 鉄筋コンクリート造平屋建
 - ② 敷地面積 2,456.10 m²（別途駐車場 502 m²）
 - ③ 延床面積 1,824.12 m²
- (5) 施設内容
 - 【体育館】
体育館、ボウリング場、機能回復訓練室、多目的室、ホール及び廊下、事務室
 - 【屋外施設】
駐車場 34台分（760 m²）、駐輪場（38.4 m²）
- (6) 開館時間 午前10時～午後9時。ただし、日曜及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）は午前9時から午後7時までとする。

- (7) 休館日 原則として、毎週水曜日（その日が休日である場合は、その日を除く。）、休日の翌日、年末年始。
ただし、休館日については、市長が、特に必要があると認めるときはこれを変更し、又は臨時に休館することができる。

(8) 施設沿革（主なもの）

昭和 57 年 6 月 竣工、開館

平成 6 年 改修工事（主な改修点：卓球室、会議室の増築）

平成 11 年 改修工事（主な改修点：GHP 空調方式への変更、屋外キュービクル、高圧気中開閉器、空調機の屋外機の撤去・新設）

平成 18 年 改修工事（主な改修点：雨漏り修繕工事）

平成 19 年 改修工事（主な改修点：館内各所改良工事 排煙オペレーター取替、ホール廊下の壁・天井塗装の塗替、照明器具の増設、卓球場兼会議室を多目的室へ改良）

平成 20 年 改修工事（主な改修点：女子更衣室改修工事、駐輪場設置工事）

平成 21 年 改修工事（主な改修点：ボウリング場チャーシ（主電源基盤装置）取替、排煙オペレーター修理、防水及び内装改装工事）

平成 22 年 改修工事（主な改修点：ボウリングレーン塗替工事、外灯取替工事、屋根漏水部補修工事）

平成 23 年 改修工事（主な改修点：事務室漏水部補修工事、屋根改修工事、体育館床塗装工事、ハンガー戸修繕工事、サウンドテーブルテニス台修繕費（2 台））

平成 24 年 改修工事（主な改修点：視覚障害者誘導用タイル設置工事、屋上トップライトシーリング修繕工事、屋上煙突開口部補修工事、音声誘導システム設置工事）

平成 25 年 改修工事（主な改修点：アーチェリー用ネット取付工事、体育館照明器具修繕工事、シャワー系統減圧弁取替工事、ボウリング設備修繕工事、自動火災報知設備修繕工事、フェンス修繕工事）

平成 26 年 改修工事（主な改修点：自動火災報知設備修繕工事、女子トイレ高齢者洋便器取替工事、非常灯修繕工事、音響設備機器取替工事）

平成 27 年 改修工事（主な改修点：女子トイレ高齢者洋便器取替工事、非常灯修繕工事、高圧気中開閉器及び避雷器取替工事、GHP ホール系統冷媒漏れ調査及び修繕）

平成 28 年 改修工事（主な改修点：男子トイレ高齢者洋便器取替工事、メッシュフェンス修繕工事、ギャラリー防災暗幕カーテン取付工事、ボウリングマシン修繕工事）

平成 29 年 改修工事（主な改修点：体育館外壁・屋根改修工事、館内ハンガー戸修繕工事、トイレ改修工事、ボウリングマシン修繕工事、オートマッサージ機 2 台修理、館内防球ネット修繕）

平成 30 年 改修工事（主な改修点：体育館正面玄関自動扉取替工事、館内ハンガー戸修繕他工事）

令和元年 改修工事（主な改修点：防災暗幕カーテン取付工事、GHPエアコン不良部品交換修理、体育館倉庫EXPJ部等修繕工事）

4. 指定期間等

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

（指定期間中、会計年度（4月1日から翌年の3月31日まで）ごとに、金沢市と細目を定める協定を締結するものとします。）

5. 法令等の遵守

体育館の管理に当たっては、本仕様書のほか、次に掲げる法令に基づかなければならない。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
- (3) 金沢市障害者高齢者体育館条例（昭和57年条例第3号 以下「条例」という。）
- (4) 金沢市障害者高齢者体育館条例施行規則（昭和57年規則第36号以下「規則」という。）
- (5) 金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成3年条例第2号）
- (6) 障害を理由とする差別の解消に関する法律（平成25年法律第65号）
- (7) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (8) 業務を遂行する上で、関連する法令等がある場合は、それらを遵守しなければならない。
指定期間中に前各号に規定する法令に改正があった場合は、改正された内容を仕様とする。

6. 職員の配置等について

- (1) 体育館の統括として、設置目的に関する高い専門性を有する若しくは同等の知識経験を有する館長を1名配置（常勤）すること。
- (2) 体育館の事業実施のため、専門的知識若しくは同等の知識経験を有する職員を2名配置すること。
- (3) 開館時間中は、特別な場合を除き、常に1名以上の職員を勤務させること。
- (4) 職員の勤務形態は、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び関係法令を遵守し、体育館の運営に支障がないように定めること。
- (5) 職員の服装は作業に支障のない動きやすく統一したイメージの服装を着用するものとする。
- (6) 業務マニュアルを作成し、職員に対して、体育館の管理運営に必要な研修等を実施すること。

7. 指定管理者として行う業務の範囲

- (1) 体育館の運営に関すること。
 - ① 体育館の使用に関すること。
 - ア) 体育館利用証の交付を行うこと。
 - a) 使用を希望する市内在住の障害のある人、高齢者を金沢市障害者高齢者体育館使用登録者名簿に登載し、金沢市障害者高齢者体育館利用証を交付すること。（但し、

金沢市老人福祉センターの利用証の交付を受けた者は、体育館の登録、利用証の交付を受けた者とみなす。）

- イ) 体育館の使用の承認、供用を行うこと。
 - a) 使用申請を受付し、承認を行うこと（使用承認書の発行を含む）。
 - b) 条例第 10 条の規定による使用の承認の取消し、規則第 9 条の規定による入館の拒絶又は退館命令を行うこと。
 - c) 使用の承認に従い、使用管理台帳を作成し、管理すること。
 - d) 使用の承認に従い、体育館を申請者の使用に供すること（規則に定める超過時間への対応も含む）。
 - e) 使用にあたり必要な施設、設備の操作等を行うこと。
 - ウ) 使用上必要な指導や助言を行うこと。
 - a) 使用申請に伴い、施設や設備の説明や必要な助言を行うこと。
 - b) 体育館での禁止事項を的確に伝達し、周知すること。
 - エ) 受付業務を行うこと。
 - a) 受付には 1 名以上の職員を配置し、使用者へのサービスに支障をきたさないこと。
 - b) 受付では、体育館で開催される事業の問い合わせ等についても的確に対応すること。
 - オ) 体育館利用のための書類等を作成・管理すること。
 - a) 各種使用のための書類（使用申請書等）を作成・管理すること。
 - b) 使用者に対する利用の手引きを作成すること。
 - カ) 問い合わせや施設見学等に対応すること。
 - a) 電話による問い合わせ等に対応すること。
 - b) 体育館への施設見学等に対応すること。
- ② 体育館の安全確保に関すること。
- ア) 緊急時対策及び防犯・防災・事故防止・感染症防止対策を講じること。
 - a) マニュアルを作成し、職員に指導を行うとともに、防災訓練等を通じて緊急時及び災害時の対応方法について職員へ周知徹底すること。
 - b) 緊急時及び災害時における使用者（観客等を含む）及び避難者の誘導を行うこと。
 - c) 体育館の施錠や鍵の保管・管理を徹底すること。
 - d) 徴収した使用料の保管・管理を徹底すること。
 - e) 職員や使用者等の感染症防止対策を徹底すること。
 - f) 必要に応じて関係機関へ連絡すること。
 - イ) 施設、設備に関して必要な対策を講じること。
 - a) 使用者の安全確保のため、必要に応じて立ち入り禁止などの制限を行い、事故等を未然に防ぐこと。
 - b) 施設及び設備の維持管理を行うに当たり、使用者の安全確保に留意すること。
 - ウ) 災害時における避難所の開設運営に関すること。
 - a) 本施設は、本市の福祉避難所として指定されているため、避難所の開設運営について、別に定める「災害時における福祉避難所の開設運営に関する特記事項」（別紙 3）に従うこと。

(2) 体育館の施設及び設備の維持管理に関すること。

①施設及び設備について保守管理を行うこと。

ア) 体育館の適正な運営のため、別表 1 に定める保守管理を行うこと。

イ) ア) の保守管理について、必要な知識や技術を有しない場合は、金沢市と協議し、事前の承認を得て、一部を専門業者等に再委託することを可能とする。

ウ) 施設及び設備を常に清潔、安全な状態に維持すること。

エ) 積雪時には体育館敷地内の除雪を行うとともに、歩道の除雪等も積極的に行うこと。

オ) 駐車場、駐輪場を適正に管理し、無断駐車、放置車両の取締を行うこと。

カ) その他、必要に応じて金沢市へ各種報告を行い、また、金沢市から指示された業務を実施すること。

(3) 自主事業を実施すること。

①市長が必要があると認める自主事業

指定管理者は、障害のある人・高齢者の健康増進を目的とした各種スポーツ教室などの自主事業を金沢市と協議の上、現在の水準以上に実施すること。

特に、障害のある人を対象とした新たな講座や障害のある人と障害のない人が一緒に参加できる講座の実施など、積極的に取り組むこと。

【令和元年度開催自主事業】

事業名	趣旨	事業内容等	参加人数	開催日	時間
高齢者健康クラブ（体操）	高齢者が体操を主とし、自らの健康管理と体力を保持する機会を通じて、生き甲斐を見いだす機会を提供	・ストレッチ体操 ・リズム体操 ・民謡 ・ゲーム等	高齢者 7,445人 (延)	毎週 月・金	10:00 ～ 11:00
高齢者健康クラブ（軽スポーツ）	高齢者がスポーツを通じて、自らの健康管理と体力を保持する機会を通じて、生き甲斐を見いだす場を提供	・ストレッチ体操 ・卓球 ・バレーボール ・フレッシュテニスなど	高齢者 2,352人 (延)	毎週 月・金	11:00 ～ 12:00
高齢者健康クラブ（ダンス）	高齢者がダンスを通じ、自らの健康管理と体力を保持する機会を通じて、生き甲斐を見いだす場を提供	・フォークダンス ・リズムダンス ・民謡、社交ダンス	高齢者 1,635人 (延)	毎週土	10:00 ～ 12:00
3B体操教室	高齢者に人気がある3B体操を取り入れ、自らの健康管理と体力を保持する機会を増やし、生き甲斐を見いだす場を提供	「ベル・ベルダー・ボール」の3種類の道具を使用した、普段使用しない筋肉を動かす運動	高齢者 542人 (延)	毎週火 (月3回)	13:30 ～ 15:00

障害のある人向けかんたん体操教室	障害者施設と連絡を密にして障害に応じた教室を実施	・ストレッチ体操 ・リズム体操 ・ゲーム等	障害のある人 129人 (延)	年8回	1時間
障害者フライングディスク教室	障害のある人とない人の交流の場として、スポーツを楽しむ機会を提供	障害者スポーツ指導員の指導により、フライングディスクの技術を身につける	障害のある人 431人 (延)	毎週土	16:30 ～ 18:00
ストレッチヨガ教室	高齢者も障害者も関係なくスポーツ施設で人気のヨガを体験できる機会を提供	ストレッチを基本としヨガの呼吸を取り入れることで心身ともにリフレッシュできる運動	高齢者 560人 (延)	第1.2.3 月・金	10:00 ～ 12:00

②上記以外の指定管理者が任意に行う新たな自主事業

指定管理者は、以下の点を踏まえ、金沢市の承認を得て、新たな自主事業を実施することができる。

- ア) 施設の設置目的を踏まえた上で、施設の利用促進・サービス向上に資するものであること。
- イ) 施設利用が少ないことが見込まれる時期に実施するなど、一般の利用を妨げることがないように配慮すること。
- ウ) 新たな自主事業の内容が指定管理業務に支障をきたすものではないと認められること。
- エ) 新たな自主事業に係る経費は、指定管理者が負担することになるため、施設の利用について、所定額を負担し、使用料収入に含めること。
- オ) 新たな自主事業に係る収入は、指定管理者の収入とするが、参加料については、公の施設であることを考慮したものとする。
- カ) 実施する前に、事業計画書を提出し、市の承認を得るものとし、実施後には事業報告書を提出すること。

指定管理者が実施する新たな自主事業が金沢市の承認した内容と明らかに異なる場合、金沢市は改善を指示することができることとし、指示に従わない場合は中止させることができるものとする。この場合の一切の責任は指定管理者に帰するものとする。

(4) その他体育館の管理上、市長が必要と認める業務

①必要な報告書の作成、報告を行うこと。

- ア) 管理運営業務の利用状況・実施状況等を記載した業務日報を作成すること。なお、この日報は、金沢市が指定する期間保管し、求めにより提出すること。
- イ) 毎月、業務日報に基づいた業務報告書を作成し、金沢市に報告すること。
- ウ) 毎年、業務報告書に基づいた事業報告書を作成し、金沢市に報告すること。

- ②モニタリングに関すること。
 - ア) 金沢市が実施する管理業務に対するモニタリングに最大限の協力を行うこと。
 - イ) 自らも日常的にセルフモニタリングを行い、その結果を金沢市に報告すること。
 - ウ) セルフモニタリングの1つとして、利用者の満足度調査を行うためのアンケート調査等を実施すること。なお、調査の実施に際しては、事前に金沢市と協議し、承認を得るとともに、調査実施後は速やかに結果をとりまとめ、金沢市に報告すること。また、報告に際しては、調査で得られた利用者からの要望・意見への対応策や指定管理者としての考え方等を記載すること。
 - エ) 応募時に提出した事業計画書に基づき、指定管理期間中の管理運営目標を金沢市と協議の上、設定すること。また、その目標達成に向けての取り組み状況を、毎年度自己評価（1次評価）し、金沢市に報告すること。
 - オ) 金沢市は、報告を受けた自己評価（1次評価）について、2次評価を実施し、評価結果をホームページ等で公表するものとする。
 - カ) 評価結果を十分踏まえた上で、以降の管理業務に反映させ、市民サービスの更なる向上に努めること。
 - ③事業計画書を作成すること。
 - 次年度の事業計画作成にあたっては、金沢市と調整の上、作成し、提出すること。
 - ④個人情報保護の体制をとること。
 - ア) 別に定める「個人情報の取扱いに係る特記事項」（別紙1）に基づいて、個人情報の保護を徹底すること。
 - イ) マニュアルを作成し、職員に指導を行うとともに周知すること。
 - ⑤行政財産目的外使用に関する事務を行うこと。
 - 体育館には金沢市が地方自治法第238条の4第4項でいう行政財産目的外使用許可を与えている設備がある。この許可に係る目的外使用料は金沢市の収入となるが、以下の事務は指定管理者が行う事務となる。
 - ア) この使用許可に係る使用物件の光熱水費等は管理料に含まれているので、支払いの代行を行うこと。
 - イ) 上記光熱水費等は使用許可している相手方より別途徴収し、金沢市の収入とすること。徴収等の方法は別途指示する。
 - ウ) 館内に設置する自動販売機は指定管理者が金沢市に対し行政財産目的外使用を行った上で、継続して設置すること。この目的外使用料は管理料に含まれているので、その支払いを行うこと。
 - エ) 上記自動販売機から発生する販売手数料は指定管理者の収入とする。またこの使用物件に係る光熱水費等の取扱いは上記のとおりとする。
 - ⑥事務の引継に関すること。
 - ア) 指定期間満了時あるいは指定の取消時において新たな管理者と事務の引継を行うこと。
 - ⑦その他、全業務を通じ必要と認める業務を行うこと。
- (5) 指定管理者の業務に含めない業務
- ①公衆電話ボックスの設置は施設運営の一環として金沢市が NTT に対し、目的外使用許

可を与えて使用させているものであり、この事業は継続する。

8. その他指定管理者が行う業務

体育館の使用料の徴収事務（地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づく公金受領受託者としての事務）

- (1) 指定管理者は条例第11条で定めるところにより体育館の使用料を徴収するものとする。
- (2) 体育館の使用料は、体育館窓口にて徴収するものとする。
- (3) 釣り銭は必要に応じて準備し、利用者の便宜を図ること。
- (4) その他徴収事務の取り扱いについては、別に定める「金沢市障害者高齢者体育館使用料徴収事務取扱要領」（別紙2）によるものとする。

9. 経費等について

(1) 予算の執行

別途協定する管理運営費の金額に基づいて、次のとおり執行すること。

① 予算の執行については、次により執行すること。

ア) 人件費

館長及び職員の給与等は、申出団体等またはグループからの予算提案額に基づき、執行するものとする。

イ) 事務費

通信運搬費、保険料、消耗品等の費用については、指定予算額で執行するものとする。

ウ) 事業費

自主事業費については、申出団体等又はグループからの予算提案額に基づき、執行するものとする。

エ) 管理費

a) 電気、ガス及び上下水道の料金については、指定予算額で執行するものとする。

b) 建築設備の保守管理費（消防設備保守管理費等）、環境維持管理業務費（清掃業務費等）、保安警備業務費（警備業務費等）については、申出団体等またはグループの予算提案額で執行する。

c) 修繕費は、1件200,000円（消費税及び地方消費税を含む）未満を対象とし、指定予算額以内で執行するものとする。指定予算額を超える修繕が発生したときは、金沢市と協議するものとする。また、1件200,000円（消費税及び地方消費税を含む）を超える施設の修繕や備品の修繕が発生した時は、遅滞なく指定の様式に基づいて金沢市に報告すること。

② 年間の運営は、様式第4号の管理運営費提案書の管理運営費合計金額以内で執行すること。

③ なお、管理運営費提案書のとおり、人件費、事務費、事業費、管理費の合計支出額から指定管理者の収入額を差し引いた額が管理運営費となる。

(2) 事業報告

会計年度終了後、1か月以内に事業の報告を行うこと。

(3) 経理規定

指定管理者は、経理規定を策定し、経理事務を行うこと。

(4) 立入検査について

金沢市は、必要に応じて労務管理、施設、物品、各種帳簿等の現地検査を行うこととする。

(5) 施設の使用料について

施設の使用料については、全額、金沢市の収入（歳入）とする。

10. 指定管理者の賠償責任と保険の加入

(1) 指定管理者の賠償責任

指定管理者は、体育館の管理業務の履行に当たり、指定管理者の責めに帰すべき事由により金沢市又は第三者に損害を与えた場合は、民法第709条の規定により、その損害を賠償しなければならない。また、国家賠償法第1条又は第2条の規定により金沢市が第三者に当該損害を賠償したときは、金沢市から求償権を行使されることがある。

(2) 保険の加入

指定管理者は、自主事業への参加者について所要の保険に加入すること。

11. 物品の帰属等

(1) 金沢市が、指定管理者に対して管理運営費等により物品を購入させ、又は修繕により結果として資産を取得させることとなる場合は、その物品又は資産（以下「物品等」という。）は、金沢市の所有に属するものとする。

(2) 指定管理者は、金沢市の所有に属する物品等については、金沢市財務規則（昭和39年規則第3号。以下、財務規則という。）及び関係例規の管理の原則及び分類に基づいて管理を行うものとする。また、指定管理者は、財務規則に定められた物品管理簿を備えて、その保管に係る物品等を整理し、購入及び廃棄等の異動について、すみやかに金沢市に報告しなければならない。

(3) 指定管理者は、業務において使用する金沢市の所有に属する物品等のうち、重要物品、備品については、財務規則に基づく現在高の調査を行い、財務規則に定めるところにより、金沢市に報告しなければならない。

12. 備品物品等

(1) 備え付けの備品物品等は、別途提示する。

(2) 指定管理者は、備品物品等を善良な管理者の注意義務をもって保管し、又は使用し、管理すること。

13. リスクの分担について

別表2「リスク分担表」のとおりとする。

14. 業務を実施するに当たっての注意事項

業務を実施するに当たっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

- (1) 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利に、あるいは不利になる運営をしないこと。
- (2) 金沢市内にある他の体育施設との連携を図った運営を行うこと。
- (3) 施設の管理運営に係る各種規定・要綱等がない場合は、金沢市の諸規定に準じて、あるいはその精神に基づき業務を実施すること。
- (4) 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規定・要綱等を作成する場合は、金沢市と協議を行うこと。
- (5) 消防法第8条（昭和23年法律第186号）の規定に基づき、防火管理者を定めること。
- (6) その他、仕様書に記載のない事項については、金沢市と協議を行うこと。
- (7) 令和3年3月31日以前の事務引継ぎ等に要した経費は、全て指定管理者候補者の負担とする。
- (8) 指定期間中、年度ごとの予算については、財政の状況等により金額が変更となる場合がある。

15. 協議

この仕様書に規定するものの他指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、金沢市と協議し、決定する。